

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として交付する。

2 前項の「道路等」とは、道路、農道、林道、港湾施設、空港施設その他の公共の交通又は輸送の用に供される施設をいう。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して別表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）に係る間接補助金を交付する同表の第4欄の市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助事業に係る資格取得者1人につき200千円を限度とし、間接補助事業に要する間接補助対象経費の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額又は間接補助金の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（間接補助事業者の責務）

第4条 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、間接補助事業の実施は、原則として県内の自動車教習所等において行うよう努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、知事の権限を委任された総合事務所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 総合事務所長等は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の

右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第5号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を総合事務所長等に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による総合事務所長等の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助金の増額並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を総合事務所長等に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに総合事務所長等に報告し、総合事務所長等の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接補助金の返還)

第13条 補助事業者は、間接補助事業に係る資格取得者が次に掲げる場合に該当することとなった

ときは、間接補助事業者に対し当該資格取得者に係る部分の間接補助金の返還を指示することができる。

- (1) 本補助金により資格を取得した間接補助事業者が資格取得後3年を経過する日までに県外へ転居した場合
 - (2) 本補助金により県内の事業所において使用する者に資格を取得させた事業主たる間接補助事業者が次のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 本補助金により資格を取得させた県外在住者を資格取得後3年を経過する日までに県内の事業所において使用しないこととなった場合
 - イ 本補助金により資格を取得させた県外在住者が資格取得後3年を経過する日までに県内の事業所において除雪業務を行わないこととした場合
- 2 前項の場合において、総合事務所長等がその返還額の2分の1に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(情報の公開)

第14条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く除雪業務の参考とするため、本補助金の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表することがある。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 間接補助事業	2 間接補助事業者	3 間接補助対象経費	4 補助事業者	5 補助率
除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る事業	(1) 県内に住所を有する者であって、県内において除雪業務に従事するため、自ら除雪機械の運転に必要な資格を取得するもの (2) 県内に事業所を置く事業主であって、県内において除雪業務に従事するため、県内の事業所において使用する者に除雪機械の運転に必要な資格を取得させるもの	公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受験料並びに労働安全衛生法に基づく車両系建設機械運転技能講習料	鳥取県内の市町村	3分の1

市町村名 _____
 （担当課名 _____）
 （担当者名 _____）

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）計画（報告）書

1 支援（予定）者

【個人】

氏名	年齢	住所（字名まで）	取得（予定）免許証等種類	備考
			大型・大型特殊・建設機械	
			大型・大型特殊・建設機械	
			大型・大型特殊・建設機械	
			大型・大型特殊・建設機械	

注1 年齢は、申請時点の満年齢を記載してください。

2 免許証等種類は、該当するものに○をしてください。

【事業所】

事業所名	氏名	年齢	住所（字名まで）	取得（予定）免許証等種類
				大型・大型特殊・建設機械
				大型・大型特殊・建設機械
				大型・大型特殊・建設機械
				大型・大型特殊・建設機械
				大型・大型特殊・建設機械

注 住所は、資格取得（予定）者の住所を記載してください。

2 事業に要する経費

（単位：人、円）

氏名	事業費	間接補助対象経費	市町村補助（予定）額	県への交付申請額
合計				

注1 報告書は間接補助事業から提出のあった報告書の写しを添付して下さい。

2 計画書は見積額を記載し、報告書は教習料等領収書等の写しを添付して下さい。

3 報告書は除雪機械の運転免許等を取得したことを証明する運転免許証等の写しを添付して下さい。

4 間接補助対象経費は、仕入控除税額を除く額を記載して下さい。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

注1 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

〇〇市町村長 様

〇〇総合事務所長又は〇〇県土整備事務所長 印

平成〇〇年度鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県除雪機械運転手の育成支援事業（間接補助）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の間接補助事業は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- （1）算定基準額 金 円
- （2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

補助対象経費	交付決定額

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金交付要綱（平成29年6月30日付第201700054797号県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金交付要領（平成29年6月30日付第201700054797号県土整備部長通知）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第11条関係）

（ 年 月 日）

〇〇総合事務所長又は〇〇県土整備事務所長 様

〇〇市町村長 印

平成〇〇年度鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付第 号で交付決定を受けた平成〇〇年度鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金に係る仕入控除税額について、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条第1項に基づく額の確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

※参考となる資料（間接補助事業者から報告のあった確定申告書等）を添付すること